

高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請について

この度、高額介護合算療養費の申請において、申請者が毎年8月1日から翌年7月31日に自己負担額証明書を発行する医療保険者又は介護保険者の被保険者期間がある場合であっても、申請者は関係保険者への手続きを経ず、基準日医療保険者に対する申請行為のみで高額介護合算療養費の支給を受けることができることとなりました。

- ※ 計算期間 毎年8月1日から翌年7月31日までの期間
- ※ 関係保険者 自己負担額証明書を発行する医療保険者又は介護保険者
- ※ 基準日 計算期間の末日
- ※ 基準日医療保険者 基準日において基準日被保険者が被保険者として属している医療保険者

●[制度概要については、こちらをご確認ください。](#)

●申請方法

- 1. 基準日の医療保険の加入先が共済組合であり、計算期間内に他の医療保険に加入したことがない場合**
→「高額介護合算療養費支給・自己負担額証明書交付申請書」を共済組合まで提出してください。
- 2. 基準日の医療保険の加入先が共済組合であり、計算期間内に他の医療保険に加入したことがある場合**
→「高額介護合算療養費支給・自己負担額証明書交付申請書」を共済組合まで提出してください。
※共済組合が関係保険者へ申請書の写しを送付します。
※共済組合が関係保険者へ情報照会により自己負担額を取得できるときは、関係保険者から発行される「高額療養費介護合算 自己負担額証明書」の添付を省略できます。
- 3. 基準日の医療保険の加入先が共済組合でないが、計算期間内に共済組合に加入したことがある場合**
→基準日の医療保険者に高額介護合算療養費の支給申請をし、共済組合には申請書の提出は不要です。
※基準日の医療保険者から共済組合に申請書の写しが送付されます。
※基準日の医療保険者が、関係保険者へ情報照会により自己負担額を取得できるときは自己負担額証明書の添付を省略できます。